

## 「税理士の権限」大幅に拡充さる!

経済取引の国際化、IT化の進展に伴って、税理士に対する納税者の要請が複雑化・多様化している。このため納税者の利便の向上と、より信頼される税理士制度の確立を目指す観点から税理士法が改正され、平成14年4月1日から施行された。その中で納税者にとってとくに関係のある「意見聴取制度(書面添付制度)」の拡充と、税務関係訴訟において税理士が補佐人(出廷陳述権)となる制度について紹介したい。

### 確立された意見聴取制度!

中央総研ではこれまでも一定の書面を申告書に添付して、真正な税務申告に努めてきた。4月からスタートした「新・書面添付制度」は、従来の更正前の意見陳述に加えて、計算事項等を記載した書面(書面添付制度)が添付されている申告書を提出した場合は、税務署が帳簿書類の調査に入る前に、税理士が意見を述べる機会が与えられた。

つまり、税務署は税理士の意見や説明に問題がなければ、帳簿書類の調査も行わない場合もあり、書面添付制度のメリットが明確になった。これを顧客サイドから見ると、税務調査のアドバンスを受けるためには、書面添付制度を業務サービスに採用している税理士事務所であるか、どうか事務所選択の課題になる。

中央総研ではこれまでも申告是認99.9%を理念としてきたが、「書面添付制度」を積極的に推進し、納税者の期待に応えたい。

### 税務訴訟と税理士の役割向上!

税理士は税務の専門家として裁判所において補佐人となる制度が創設され、出廷陳述権が認められた。これまでの税務関係の訴訟では、税理士は裁判所の許可を受けて補佐人として出廷、陳述していたが、今後は裁判所の許可は不要になり、税理士の「法律家」としての地位が確立した。

平成11年度の税務訴訟の終結状況をみると、430件のうち、納税者側が勝訴したものは一部勝訴12件、全部勝訴14件とわずか6%にすぎない。その主な原因は、税の専門家である税理士が訴訟に関与することができず、弁護士には「税理士資格」があることから弁護士が税の専門家である税理士を補佐人として申請しても裁判所は申請を却下していたためといわれている。今後、税理士は弁護士と協力しつつも、税法の専門家として独立して口頭弁論に出廷・陳述できるようになり、税務訴訟の場でも納税者の権利救済者、法律家としての地位が社会的に認知されたことになる。

## 全国と群馬の主要経済指標

	生産関連指数				雇用		公共投資			
	鉱工業生産指数		大口電力使用量		有効求人倍率		公共工事請負高			
	左・前月比	右・前年同月比	前年同月比				前年同月比			
	全 国	群 馬	全 国	群 馬	全 国	群 馬	全 国	群 馬		
平成13年1月	4.4	1.9	2.5	4.7	2.9	3.7	0.66	1.04	17.1	30.6
2月	1.0	2.1	1.5	7.0	2.1	2.4	0.65	0.96	16.0	12.1
3月	2.1	2.9	2.5	9.5	0.7	0.8	0.64	0.93	15.9	24.6
4月	2.0	4.2	5.9	11.6	0.1	0.9	0.61	0.94	4.7	2.0
5月	1.2	3.9	4.4	7.8	0.3	0.2	0.62	0.97	23.5	6.0
6月	0.8	8.7	6.6	14.8	1.6	1.8	0.61	0.90	7.1	11.8
7月	3.0	8.7	2.0	8.8	1.0	0.0	0.61	0.93	4.7	0.6
8月	0.8	11.7	5.6	13.8	3.6	4.1	0.60	0.91	4.1	19.3
9月	2.9	12.7	6.2	14.9	4.7	6.1	0.57	0.87	9.6	3.8
10月	0.3	11.9	2.8	11.5	3.8	6.2	0.55	0.77	0.5	7.0
11月	2.5	13.0	1.7	14.9	4.6	5.8	0.53	0.74	5.8	12.9
12月	0.8	15.3	1.5	12.9	4.8	6.5	0.51	0.70	11.6	30.2
平成14年1月	0.1	11.3	0.5	14	4.7	6.2	0.51	0.69	2.0	29.6
2月	1.2	11.5	2.1	14.5		5.8	0.50	0.70	17.3	1.9
3月						5.0			18.6	
4月										

	個人消費関連指標									
	乗用車登録台数(前年同月比)				大型小売店売上		家電量販店売上		新設住宅着工数	
	全 国	群 馬	登録車	軽乗車	前年同月比		前年同月比		前年同月比	
	全 国	群 馬	全 国	群 馬	全 国	群 馬	全 国	群 馬	全 国	群 馬
平成13年1月	2.3	0.6	2.5	4.4	2.4	4.4	9.5	3.4	11.1	8.3
2月	0.2	0.8	2.1	2.6	5.0	4.0	2.5	2.5	5.9	15.0
3月	0.7	1.6	4.3	5.4	3.1	2.7	19.6	23.3	1.4	8.6
4月	0.9	2.2	1.6	3.9	3.5	3.4	1.6	2.2	7.2	9.0
5月	2.1	3.6	6.5	4.0	3.2	5.4	4.4	10.1	0.2	0.5
6月	0.9	0.1	0.1	0.7	1.9	5.6	0.0	2.6	10.5	4.7
7月	7.1	4.8	8.2	4.3	3.1	4.0	4.3	7.5	1.4	3.5
8月	5.5	1.3	5.5	10.1	3.2	4.6	6.5	2.5	1.1	12.5
9月		1.6	0.4	5.5	0.7	7.1	5.5	4.7	2.9	24.9
10月	0.4	1.5	5.0	9.1	7.1	0.0	10.1	10.1	3.3	4.6
11月	2.1	2.0	5.0	6.3	0.7	3.1	7.9	3.0	1.2	16.1
12月	0.4	9.2	8.2	11.6	2.5	1.4	9.2	0.7	12.9	5.0
平成14年1月	5.2	1.3	0.7	3.2	2.1	1.1	13.8	0.3	3.5	21.2
2月	1.6	5.7	7.7	0.2	4.7	0.3	14.8	5.9	2.8	0.6
3月	2.6		6.4							
4月										

全国の2月の鉱工業生産指数は2ヶ月ぶりに前月を上回り、3、4月の予測もプラスを見込んでいる。鉄鋼関連は低迷が続いているが、情報技術関連分野で底入れ感が強まっている。県内の生産指数は前月比2.1%低下しているが、昨年来から低迷が続いていた電気機械に回復の兆しがみられる。一方、1月好調であった自動車関連は減速している。



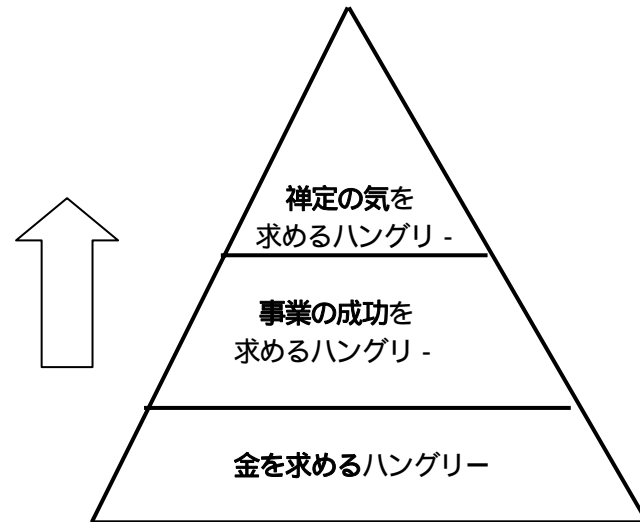
## 経営者に望むこと (第七部)

### (その七十八) ハングリ - 精神が己を強くする-

ハングリ - 精神が人間を強くする。それゆえに貧乏の家に生まれた人は感謝するがよい。

#### 問題はハングリ - の中身である

最初は金に対するハングリ - でよいが  
 次は事業の成功に対するハングリ - であれ  
 さらにそこに止まらずに次のステップに上れ  
 それが最終段階としての「禅定の気」に対するハングリ - である



### (その七十九) 心はいつも元気、元気バンバンだ

身に病あろうとも  
 事業に不運あろうとも  
 心は関係しない、心は別物だ。

病になったら医者任せればよい  
 事業の不運は事業任せればよい  
 事業の不運は事業によって金を儲けて解決すればよい  
 損した倍の金を儲ければよい

そしてまた、事業上のほとんどの損は準備なくして不意に立ち上がったときに起きるものだから、通常は準備を重ねて用意万端整えて立ち上がれば大きな損はしないものなのだ。小さな損は事業をやる限りは利益のコストと思えばよい。心は常に元気元気バンバンで生きているほうが人生は甘美である。

### (その八十) 気の流されることはするな

気は集中して「空」の域に達したときに最大限に発揮される。  
 身体はオ - ラ - に包まれていて生命力が最も強くなる。  
 逆に気が流されているとオ - ラ - も弱くなる。  
 気が流されるようなことはしないほうがよい。金運金力が逃げていく。  
 気が流されるようなことは

- 自分のことばかり考えていること
- ミミッチィこと
- 単発や一回勝負の金儲けにうつつをぬかしていること
- 嫉妬や心配や不安なことばかり考えたり、怖れたりしていること
- 陰気や弱気やジメジメしていること
- ネチネチしたりウジウジしたりしてアッサリしていないこと

人生は一回限りだ、借金もなにもかも地獄のそこまで背負っていくから取りにこいというつもりで生きていけばよい。事業経営していればよい。

### (その八十一) 若いうちは苦労しろ、本当の金儲けは60歳からだ

若いうちからあまり儲けてはだめだ。若いうちの金は身に付かないし、第一あまり儲けては周りの嫉妬心ばかり大きくなる。また、世の中を甘く考えたり、事業経営を甘く考えることとなつて益少なく、害多しだ。ナマイキになつたり傲慢になつたりろくなことにならない。

仮に、たまたま儲かる事業をやったとしたらその金は将来の投資の為に投資しておくことだ。その投資の中身は株とか土地ではない。事業の基盤づくりの為に投資でなければならない。

本当の金儲けは、事業経営者にとっては一般のサラリ - マンが定年退職した60歳以降からである。事業経営者の実りの秋は還暦過ぎから死ぬまでである。その為に若いうち(60歳まで)は事業の基盤づくり、基盤づくりなのである。

若くして、不幸にも成功してしまったらもう一度基盤づくりを始めればよい。  
普通の事業経営者であれば60歳過ぎの金儲けは自分の為だけに非ず、必ずや世のため、人のためになるものである。それだけの年季を重ねてきたのだから。

**(その八十二) やれるところまでやってみるさ  
それでいいのだ、神のままに**

事業経営はやれるところまでやってみることさ  
成功も失敗も神の声のままに  
そう信念してやってみることだ  
結果は問題じゃない

**(その八十三) 金、金、金と金だけが目的だと事業経営は途中でポシャっちゃうぞ**  
始めは金金金でもよいが、金が好きで好きでたまらなく好きでも良いが、次の段階は事業経営そのものが好きにならねば。  
仕事が好き、事業が好き、経営が好きとならなければ事業経営は途中で挫折することとなる。それでも以上の好きには限界があるから、最終段階は禅定の気そのものを好きになると、経営哲学が好きになるように目覚めねば人間として生まれしてきた甲斐はない。

**(その八十四) 神の命ずるままに生きていけばよい**  
神の命ずるままに生きるとは神の存在を信じて生きているということだ。  
なにも消極的に生きると言っているのではない。  
何もしないで天から金が降ってくるのを待つという生き方を言っているのではない。  
もっと積極的な自信をもった生き方を言っているのである。  
その生き方の中が神のままに生きているということである。

怖れることなく、不安なることなく、悲しむことなく、あったとしてもいつまでも執られることなくすぐに忘れること。嫉妬することもなく、憎むこともなく、否定することもなく、あったとしてもすぐに方向を変えてしまうこと。

堂々と己の道を歩く  
堂々と己を実現していく  
その生き方が神のままに生きているということである。  
人間生命力においても事業生命力においても60才からが本番勝負である。

その前は序盤序盤、基礎づくり基礎づくり、忍耐忍耐、練習練習、努力の一文字だ。本舞台は60才から息を引き取るまでだ。

**(その八十五) 人生は60才からが本番だ、これからが面白いのだ**  
特に事業経営者は60才からが面白い。精力、胆力ガンガンでいこう。  
人間生命力においても事業生命力においても60才からが本番勝負である。  
その前は序盤序盤、基礎づくり基礎づくり、忍耐忍耐、練習練習、努力の一文字だ。  
本舞台は60才から息を引き取るまでだ。

**(その八十六) 金が無ければ大変だ、金があり過ぎても大変だ**  
事業の継続上儲けた金は幾らあっても大丈夫。それはリスクと汗と涙が沁みついて浄化されているから金毒に中ることはない。  
いったん事あれば今まで蓄えた金なぞ一瞬に吹っ飛んで、まだ足りないという局面も発生するのである。そしてまた経営者や社員一人一人に金運金力が身に付いていなければ事業の継続的な金は儲からないのだから。  
事業継続上儲けた金というものは一人一人の金運金力が身に付いている結果だから金に怖れを抱くことはない。金を十分にコントロールできる資質を持っている証拠である。金にコントロールされているうちは金毒に中るし、金に怖れをもつものである。

**(その八十七) 経営計画は具体的がよい、具体的でなければ経営計画とは言えない。**  
具体的とは戦略と戦術とそのチェック機能が織り込まれていることをいう。  
具体的とは  
数字の裏付けがあること  
形があること  
図面があること  
完成図があること  
言葉があること  
自分の欲だけでなく、大欲が体系化されていること  
こういう経営計画でなければ本当のものとは言えない。生きた経営計画とは言えない。

**(その八十八) 経営する心  
経営する技術  
経営する数字の三位一体こそ成功する経営と言える**  
これらは一定で非ず、常に変化させていくことである。  
変化させるとは進化と向上、創造の中に変化させていくということである。

次号に続く

## 中央総研のTKCシステムご利用の皆様へ

「新しい諸口勘定の使い方」と「従業員数の求め方」についてお願い

平成14年4月から「諸口」の利用方法をより明確にする目的で、TKCシステムに「諸口専用」の勘定科目〔資金諸口と資金外諸口〕を追加しました。

これとともにTKC財務会計システムを利用する際に入力する「従業員数」についても統一的な基準を作成しましたのでご協力ください。

### 1、「新しい諸口勘定の使い方」について

平成14年4月から「諸口勘定」は、以下の科目コードをご利用ください。

今までの諸口勘定		これから利用する諸口勘
諸口〔1116〕	→	資金諸口〔9991〕
諸口〔1234〕	→	資金外諸口〔9992〕

今までの通過勘定が次のように変更になります

「資金諸口」は資金の増減を伴う取引を処理する際に使用する勘定です。

「資金外諸口」は資金の増減を伴わない取引を処理する際に使用する勘定です。

### 2、「従業員数の求め方」について

従業員数は、「1人当たり売上高」などを分析する際の重要な指数になります。TKC財務会計システムで「従業員数」入力する場合は以下の方法で算出ください。

#### 「従業員数」の求め方

$$\text{従業員数} = \text{従業員〔社員+パート・アルバイト〕} + \text{常勤役員の合計人数}$$

#### パート・アルバイトの人数の求め方

給与額基準法	パート等の給与総額を標準的な社員の月額給与割り、人員数に換算する方法〔原則的方法〕
時間基準法	パート等の総労働時間の合計を社員の所定労働時間で割り、人員数に換算する方法
簡便法	パート等を1人当たり0.5人に換算するなど、貴社の実態に合わせて一定の割合で換算する方法

詳細は中央総研の担当者にお問い合わせください

## 5月の税務情報

- 1 特別農業所得者の承認申請  
申請期限・・・5月15日
- 2 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知  
特別徴収義務者経由、納税義務者への通知  
通知期限・・・5月31日
- 3 自動車税の納付  
賦課期日・・・4月1日  
納付期限・・・5月中において都道府県の条例で定める日
- 4 鉦区税の納付  
賦課期日・・・4月1日  
納付期限・・・5月中において都道府県の条例で定める日
- 5 4月分源泉所得税の納付  
納付期限・・・5月10日
- 6 特別土地保有税〔保有分・遊休土地分〕の申告・納付  
提出期限・・・5月31日  
提出義務者・・・1月1日において基準面積以上の土地を所有する者  
提出先・・・市町村長
- 7 3月決算法人の確定申告〔法人税・消費税・事業税等〕  
申告期限・・・5月31日
- 8 9月決算法人の中間申告〔予定申告〕  
申告期限・・・5月31日
- 9 6月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告・・・第3四半期分  
申告期限・・・5月31日
- 10 9月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告・・・半期分、第2四半期分  
申告期限・・・5月31日
- 11 12月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告・・・第1四半期分  
申告期限・・・5月31日
- 12 個人事業者の14年分消費税・地方消費税の中間申告・・・第1四半期分  
申告期限・・・5月31日
- 13 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付・・・納付期限・・・5月31日

今月号は改正税理士法の中から皆様に関係の深い事項を取り上げました。税務訴訟において納税者が勝訴する事例が少ないのも税理士が出廷し、意見を陳述する機会が少ないためといわれています。当・総研の茂木所長は、さる4月11日、税務訴訟ゼミに参加し、中央総研の役割と目標を改めて確認しました。